

よくいただく質問～Q & A

Q 1 : 保育園（幼稚園）の先生から少人数のほうがいいと言われたのですが？

Q 2 : 小学校や中学校の通常の学級ではどのような配慮をしていますか？

Q 3 : 特別支援学校の指導の特徴は何ですか？

Q 4 : 特別支援学級の指導の特徴は何ですか？

Q 5 : 特別支援学級と特別支援教室のちがいは何ですか？

Q 6 : 相談にあたって必要なものはありますか？

Q 7 : 入学検討部会ではどのような検討が行われますか？

Q 8 : 保護者やお子さんが希望する就学先と、入学検討部会で検討・提案された就学先が異なる場合は、どのように
なりますか？

Q 9 : 就学後、転学はできますか？

Q10 : 特別支援学校や特別支援学級の見学はできますか？



Q1：保育園(幼稚園)の先生から少人数のほうが良いと言われたのですが？

園での生活の中で一斉の指示が伝わらないために気になる場合があります。少ない人数の方が指示が伝わりやすく、わかって行動しやすいと考えてのアドバイスかもしれません。

指示を聞く姿勢が整わない、指示内容を理解していない、聞いてもどう行動すればいいのかわからないなど「指示が伝わりにくい」ことには理由があります。指示をわかりやすく言い換える、指示を聞くよう一声かけてもらう、具体的な動き方を個別に教えてもらうなど入学後の学校での様々な対応が考えられます。

また対人関係や多動傾向など行動面で課題がある場合も、大人の目が行き届きやすい少人数を勧められる場合があります。一般的に個別的な対応がとりやすい学校は、通常の学級よりも特別支援学級、特別支援学校となります。

個別的対応がより多く必要となる場合は、本人の力が発揮される環境として、どの学校種を学びのスタートにするのが良いのかを考えることをお勧めしています。まずは、少人数の方がよいと思われる理由を担当の先生に聞いたり、園の生活を見学したりしてみましょう。

Q2: 小学校や中学校の通常の学級では、どのような配慮をしていますか？

通常の学級には様々なタイプの子どもたちが在籍しています。最近ではテレビに字幕が多く使われ、聞くことよりも目で見える方が得意な子ども達が多くいます。学校では一日の予定を伝える場合、言葉でだけでは聞き逃したり、忘れてしまったりすることもあるので、紙に書いて掲示しています。言葉はその場で消えてしまうので、掲示（文字）で確認できるように工夫しています。

また、いろいろな事や音が気になり集中できない子どももいるため、黒板周辺の掲示物を減らしたりカーテンで目隠しをしたり、椅子を引きずる音がしないように工夫することで授業に集中しやすい環境をつくります。

授業では教科書を読んで学ぶだけではなく、電子黒板やタブレットで写真や動画を活用し、目で見て学ぶ機会を設けます。教科によっては板書を少なくし、学ぶ語句を記入するプリントを作成し、書くことと説明を聞く時間を設定して授業を進めていく学習が展開されています。

行事に出かける前は、先生の言葉の説明だけではなく見学先の写真を見せながら説明するなど、目と耳を活用して学んでいけるように配慮しています。

Q3: 特別支援学校の指導の特徴は何ですか？

特別支援学校では、主たる障害（視覚・聴覚・知的・肢体・病弱）に対応して、小中高等学校に準じた教育を行うとともに、学習上または生活上の困難を改善・克服する指導を行います。

済美養護学校は、区立の知的障害特別支援学校で、小学部と中学部があります。1学級の定員は6名です。医療面等、より個別的配慮が必要なお子さんには1クラス3人定員の学級もあります。

お子さんの多くはスクールバスで通学しています。健康に配慮して体を鍛え、身の自立を中心に基本的生活習慣の確立をめざします。とくに食事・排泄・着替え等の指導では、家庭と密接に連携しながら、子どもの自立を促します。また、コミュニケーション手段の獲得も大事な学習課題です。一人ひとりの子どもに応じた手段の獲得をめざし、生活の様々な場面でコミュニケーションの力を育てていきます。

特別支援学校では、一人ひとりの子どもの力を引き出すのに必要な、時間をかけた関わりが持てるよう、基本的にゆったりとした時程を組んで指導にあたります。こうして各自の能力に合わせて教科等の学習を積み重ねつつ、豊かな人間関係等を育てます。

居住地域の小中学校との交流をめざした副籍交流もあります。

中学部では、小学部での学習を土台に、基本的生活習慣の自立をさらに進めます。また作業学習に取り組み、社会の一員として働く意欲や、社会的・職業的自立に向かう力を育てています。卒業後は、都立特別支援学校高等部に進学します。

Q4: 特別支援学級の指導の特徴は何ですか？

特別支援学級（区内小11校・中6校）は知的発達に遅れがあり、意思疎通に軽度の難しさがあるお子さんが通学しています。小学校・中学校とも、1クラスの定員は8名で、異年齢集団となることが多いです。

将来自立した社会生活や職業生活を送ることをめざし、教科の学習や作業学習を通し、基礎的・基本的な知識・技能が実生活に生かされるように学習をしています。基本的には併設されている小・中学校の通常学級と同じ時程で生活をし、その範囲で子どもたちの実態に応じて柔軟に指導をします。

特別支援学級の子どもたちの中には、学習場面や内容によっては通常の学級で学ぶことで、より成長につながる場合があります。その場合は、交流する教科の時間に一人で通常の交流学級に出かけて学びます。また、通常の学級と特別支援学級が合同で音楽や図工などの時間に一緒に活動し、共に学ぶこともあります。運動会は通常のクラスに入り、その一員として参加します。

中学校では、運動会や合唱コンクールに学級として参加し、大勢の人前で発表する学習をします。部活動は希望する生徒と一緒に参加しています。

中学校卒業後は、自分の進路を考えて上級学校（＊）を選び、進学していきます。

＊上級学校・・・多くの生徒が都立特別支援学校高等部普通科や就業技術科等へ進学します。また、高等学校や高等専修学校、サポート校などに進学する生徒もいます。

Q5：特別支援学級と特別支援教室のちがいは何ですか？

対象となるお子さんと指導内容が異なります。

杉並区では、小学校11校、中学校6校に知的障害特別支援学級が設置されています。対象のお子さんや指導内容はQ4を参照してください。

特別支援教室は、区内全ての小中学校に設置され、地域の拠点校から巡回指導教員が訪問し、校内に設置された特別支援教室で指導します。

対象のおさんは、知的発達に遅れがなく、通常の学級の学習や生活に概ね参加できるものの、発達の特性により学習能力のアンバランスさやコミュニケーションの苦手さのあるお子さんです。

巡回指導教員が週に1回、決められた時間に指導し、在籍学級の担任と連携しながら、個別指導、小集団指導で上記の苦手さの軽減を図り、本人の自信や意欲を育てます。中学校では、思春期特有の悩みに寄り添い、自己理解を深め、自己肯定感を育てる支援も個別に実施しています。

特別支援教室の利用ご検討の際には、東京都教育委員会のリーフレット「東京都の発達障害教育」を併せてご確認ください（都教委のホームページにリンクがあります）。

Q6：相談にあたって必要なものはありますか？

相談日には、必要事項を記入した就学相談票（入力フォームから提出された方は不要）、心理検査所見（年長になってからの検査結果が望ましい）をお持ちください。就学相談票は杉並区公式ホームページの「就学支援相談」からダウンロードできます。

その他、お子さんの様子が分かる資料（療育の記録、療育機関の個別指導計画など）がありましたらお持ちください。

Q7：入学・検討部会ではどのような検討が行われますか？

入学・転学検討部会では、校長、教員、心理職等が、在籍園や学校の担任所見・心理検査結果・医療情報・在籍園の様子などの資料、合同面接の様子（小集団での指示理解や課題遂行と、個別での手指の操作性や学習状況等を見る）、お子さん・保護者の意向を総合的に検討し、お子さんの教育的ニーズに適した教育の場について提案します。

済美養護学校を第一希望とする新入学や中学進学では、保護者等の意向を確認したうえでの書類審査があります。

区内小学校特別支援学級から同中学校特別支援学級への進学にも書類審査場合があります。

Q8: 保護者やお子さんが希望する就学先と入学・転学検討部会で検討・提案した就学先が異なる場合は、どのようになりますか？

就学先の決定は、入学・転学検討部会で総合的に検討した提案を踏まえ、保護者やお子さんとの合意形成を経て行われます。

合意の形成がすぐには難しい場合、特別支援学校や特別支援学級（あるいは両方）の体験をするなどして相談を重ねます。そのうえで、保護者の希望やお子さんに必要な支援等を保護者・就学を希望する学校・教育委員会で十分に確認し、本人・保護者の意向を最大限尊重して教育委員会が就学先を決定します。

教育委員会の提案と異なる学びの場に就学したときは、保護者・学校・教育委員会の3者で、就学後定期的に面談を実施します。お子さんの成長やその時点での教育的ニーズについて共通理解を図り、お子さんの次のステップを確認していくフォローアップを行います。

Q9:就学後、転学はできますか？

お子さんの教育的ニーズについて、在籍校の担任等と保護者が十分に話し合い、転学が必要であると判断した場合、特別支援教育課にて転学相談の手続きを進めることになります。

通学区域が変わる転居以外の理由での転学は、原則として年度の切替わり時期となりますので、相談から転学までの時期には時間がかかることもあります。

特別支援学級と通常の学級間での転学、特別支援学校と特別支援学級間での転学に際しては、杉並区立学校間、あるいは同じ学校内であっても特別支援教育課で転学相談を受けて進めることになります。

転学相談について、詳しくは「杉並区 就学の流れについて」13、14ページをご参照ください。

Q10:特別支援学校や特別支援学級の見学はできますか？

杉並区公式ホームページ「就学支援相談」の「特別支援学級及び済美養護学校の見学会のお知らせ」にてご案内します。

掲載ページ：杉並区公式ホームページ＞生活便利ナビ＞妊娠・出産・子育て＞就学前＞就学援助制度など＞就学支援＞就学支援相談